附　則

（令和七年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和七年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千六百九十三円九十銭」とあるのは「五万三千七百二十六円六十四銭」と、「0.36423650８」とあるのは「0.37356８636」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八九八〇三六五九九三一一」とあるのは「〇・〇九四三七五一一五九一一八〇〇」と、「0.0000006327588」とあるのは「0.0000006562040」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千一円四十八銭」とあるのは「一万四千十九円九十七銭」と、「〇・〇一四七六二八一一一〇〇」とあるのは「〇・〇一一五一七六五九九二〇五」と、「14,011円48銭」とあるのは「14,019円97銭」と、「0.02476282２200」とあるのは「0.02517659９205」とし、同条第四項中「一万五千四百五十円三十八銭」とあるのは「一万五千七百十一円三十六銭」と、「〇・〇一九九三六〇四七一一二」とあるのは「〇・〇一一〇四八二九一三一〇〇」と、「15,450円38銭」とあるのは「15,711円36銭」と、「0.019936047112」とあるのは「0.020482913100」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和七年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。

法規的告示

○総務省告示第九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十九第三項第四号及び別表第二号第33の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第八十三号（二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
［一・二　略］			［一・二　同上］		
三　［略］			三　［同上］		
［1～3　略］			［1～3　同上］		
4　送信空中線における主輻射の方向からの離角に対する等価等方輻射電力 次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。			4　［同上］		
区別	主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。）	区別	主輻射の方向からの離角（θ）	等価等方輻射電力（一ミリワットを〇デシベルとする。）
二二GHz帯の周波数の電波を使用するもの	［略］	［略］	二二GHz帯又は二六GHz帯の周波数の電波を使用するもの	［同上］	［同上］
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
	［略］	［略］		［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（令和六年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例）

第六条　令和六年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万千七百二十円六十八銭」とあるのは「五万二千二百十四円七十七銭」と、「0.37023４749」とあるのは「0.382315733」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」と、「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇九一一一一一一七〇四六八一一〇〇」とあるのは「〇・〇九一一一五一一五〇九四五」と、「0.0000006594506」とあるのは「0.0000006825206」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とし、同条第三項中「一万四千百六十円五十二銭」とあるのは「一万四千二百二十二円二十二銭」と、「〇・〇一一五四四〇九三一一九五〇」とあるのは「〇・〇一一五三一一五〇九八三四七」と、「14,160円52銭」とあるのは「14,222円22銭」と、「0.025440932950」とあるのは「0.025315098347」とし、同条第四項中「一万五千八百三十二円七十銭」とあるのは「一万五千六百五十五円九十七銭」と、「〇・〇一一四三七〇七四五三一」とあるのは「〇・〇一一三〇九四六五九九七六」と、「15,832円70銭」とあるのは「15,655円97銭」と、「0.021437074531」とあるのは「0.022094659976」とする。